【規程番号　神女大Ｖ－026】

健康スポーツ栄養学科の履修コースに関する細則

（目　的）

第１条　この細則は、神戸女子大学健康福祉学部健康スポーツ栄養学科の学生の履修コースに関して、必要な事項を定めるものとする。

（履修コース決定時期）

第２条　学生は、１年次前期の履修登録終了日の翌授業日から学則に規定するいずれかのコースを履修するものとする。

２　履修コースの決定は、学生の希望を書面等により聴取し、学科の承認を経て、学部長が行う。

３　履修コースの結果は、掲示等により学生に公表する。

（履修コースの変更申請時期）

第３条　履修コースの変更を希望する学生は、申請により変更が認められることがある。

２　履修コース変更の適用は年度始めからとし、健康栄養コースから健康スポーツコースへは１年次終了時の２月末まで、健康スポーツコースから健康栄養コースへは２年次終了時の２月末までに履修コース変更願を提出するものとする。その他の時期の変更は原則として認めない。

３　前項の変更時期にかかわらず、特別な事情によりコース変更が必要と認められる者については、学科で協議の上申請をすることができる。

（審査書類等）

第４条　履修コースの変更を希望する者は、次の書類を定められた期日までに学科主任に提出しなければならない。

(1) 履修コース変更願

(2) 成績証明書

(3) その他学科が必要と認めた書類

（審査）

第５条　審査は、在学中の学修状況を勘案し、面接又はその他学科主任が指定した方法により　　行う。

２　前項の審査対象となった学生に対し、審査の上、学部長が履修コース変更を許可する。

（履修コース変更後の在学期間等）

第６条　履修コース変更後の在学期間は、履修コース変更前のものを引き継ぐものとし、学年についても履修コース変更をしなかった場合と同様に進級するものとする。

（履修コース変更の制限）

第７条　過去に履修コース変更を許可された者は、原則として再度履修コース変更を申請することはできない。

（既修得単位の取扱い）

第８条　履修コース変更前に修得した科目が、履修コース変更後のカリキュラムにない場合、当該科目の修得単位は、自由単位とする。

（細則の改廃）

第９条　この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、令和５年４月１日から施行する。